

『国家知的財産権戦略綱要』の真剣学習及び 実施徹底に関する最高人民法院の通知

2008年8月1日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

『国家知的財産権戦略綱要』の真剣学習及び実施徹底に関する

最高人民法院の通知

各省、自治区、直轄市の高級人民法院、解放軍軍事法院、新疆ウイグル自治区高級人民法院生産建設兵団分院：

2008年6月5日、国務院は『国家知的財産権戦略綱要』（以下、「綱要」と略す）を発表し、国家知的財産権戦略の実施を決定した。これは改革開放の新たな時代に、党中央と国務院が国内外の新たな情勢に基づいて行った重要な戦略的措置であり、国家と民族の将来に関わる重大事項である。同時に、全国の法院の前に置かれた長期的かつ緊急な重要任務でもある。各級の人民法院は、高度な政治的責任感と歴史的使命感を持ち、人民法院の業務と緊密に連結して、国家知的財産権戦略の徹底した実施を確保しなければならない。「綱要」の学習と実施に関連事項の通知を以下に示す。

一、国家知的財産権戦略の実施が持つ重要意義を十分認識し、「綱要」の精神をきちんと理解する。

共産党第17回党大会の報告は、独自革新能力を高め、革新型国家を建設することを極めて重要なこととして言及し、これが国民経済の良質で速やかな発展を促進するための最も重要な任務で、国家発展戦略の核心、総合国力強化の鍵と明確に位置づけた。「綱要」の発表と実施は、第17回党大会の精神を体現するもので、革新型国家の建設に関する重要な戦略決定である。

「綱要」を学び徹底的に実施することは、人民法院が現在、党や国家の中心業務の大局に対して行うべき重要な政治的任務である。わが国の経済、社会、文化の自主的発展の必要性和、知識経済の速やかな発展と経済のグローバル化の加速の観点から見て、各級人民法院は、知的財産権戦略はわが国の知的財産権制度の自主的な運用により経済の発展と社会の成長を促進する重要な国家戦略であることを深く認識すべきである。また、わが国の独自革新能力の強化、社会主義市場の経済体制のさらなる改善、企業の市場競争力の強化と国家の核心的競争力の向上、対外開放の拡大の面でも有利であることを深く認識し、実施にあたらなければならない。

知的財産権戦略は、革新型国家の建設のために緊急に必要で、経済の発展方式の変化に対応するにおいて必ず通らなければ成らない道であり、国家の核心的競争力の向上の鍵を握るものである。それで、創造の奨励、有効な運用、法的保護、科学的管理の4つの方面で、「綱要」の指導思想と基本的精神を深く認識すべきである。

各級人民法院の指導幹部は、「綱要」を先頭に立ってよく学びきちんと組織するべきである。各級人民法院の知的財産権審査部門と知的財産権に関わる裁判官も深く学び、「綱要」の基本内容と精神を正確に深く理解して、「綱要」の精神を人民法院の知的財産権審査業務において徹底的に実施すべきである。各級人民法院は、組織指導を強化し、投入を増やし、着実な業務と進取の開拓により、国家知的財産権戦略における人民法院の業務に関する要求を徹底して果たし、各戦略措置をスムーズに実行しなければならない。また、各級の党委員会や政府の支持を積極的にとりつけ、業務の協調レベルの向上や、統一的な計画案配、十分な考慮、継続的強化を心がける。

二、裁判体制と事業体制の積極的な改善と司法ルートの知的財産権保護における主導的役割の十分な発揮

「綱要」は、知的財産権の法執行体制の健全化を国家知的財産権戦略の重点の一つとし、「司法保護体系の建設を強化し、司法ルートの知的財産権保護における主導的役割を發揮して、法律執行の効率とレベルを向上させる」よう明確に求めている。司法ルートの知的財産権保護における主導的役割の發揮については、「綱要」が時代の流れのニーズと知的財産権保護状況に基づき、全体と高度な戦略から知的財産権の法的保護に対して行った新たな位置づけであり、党と国家が司法ルートによる知的財産権保護に対して厚い期待を寄せていることを示している。人民法院は国家知的財産権戦略の実施の過程で、特殊で重要な役割を果たし、責任は重大である。

「司法ルートの知的財産権保護における主導的役割を十分に發揮する」戦略に基づき、「綱要」は一連の戦略措置を提起し、様々な方面から人民法院の事業に関わる具体的な配置を行った。関連措置は以下のとおり。主に、「知的財産権の裁判体制の改善と、裁判資源の合理的な配置、救済手順の簡略化である。知的財産権の民事、行政、刑事案件を一元的に受理する知的財産権専門の法廷を設立することについて研究する。特許など技術性の比較的高い案件の審理管轄権を適切に集中させることについても研究し、知的財産権の上訴法院の設立を探る。また、知的財産権に関する裁判機構のさらなる健全化と、知的財産権に関する司法の人的基盤の充実、裁判能力と執行能力の向上を図る。」ことである。さらに、「知的財産権の司法解説業務を強化する。知的財産権案件は専門性が高いなどの特徴を考慮し、司法鑑定、専門家の証人、技術調査などの訴訟制度の改善と確立に努め、知的財産権の起訴以前の臨時措置制度も改善する。特許と商標権の確保、授權手順を改革し、特許の無効審判と商標権の評価審査機関を準司法機関へと転換させるかについての問題を研究する。」そして、「知的財産権の法律執行者の素質を高め、法執行資源の合理的な配置により、法律執行効率を高める。…行政法執行機関の刑事司法機関への知的財産権刑事案件の移送と刑事司法機関の知的財産権刑事案件の受理にさらに力を入れる。」なども含まれる。

各級の人民法院は、裁判体制と事業体制の改善を重点とし、統一した計画と各方面への配慮を行い、適切な取り決めを設けて、「綱要」の人民法院の業務に関わる取り決めを計画と段階に沿って着実に実施するべきである。これにより、人民法院は名実ともに知的財産権保護の主要な役割を果たすことになる。また、知的財産権の裁判業務に関する調査研究や、裁判方策の科学性、将来性、能動性を強化し、「綱要」が提起した人民法院の業務に関わる戦略措置に力を入れて研究を進める。現時点で特に注意すべきなのは以下の3つの業務である。1つ目に、関連部門による特許法、商標法などの知的財産権の法律改正業務に積極的に協力することである。2つ目は、最高人民法院による知的財産権の司法解説業務の更なる強化に積極的に協力し、関連業務制度の改善と確立に努めることである。3つ目は、「綱要」が提起したその他の各措置に対し、さらに深い調査研究を行う。最高人民法院は近いうちに専門項目の調査研究実施を決定し、全面的で深く掘り下げた調査研究と各方面からの意見聴取を行う予定であり、人民法院は「綱要」の全面的実施に関する具体的な業務措置と実施意見を提出する。

三、知的財産権裁判業務の全面的な強化と、知的財産権裁判環境の建設に対する高度な重視

知的財産権の司法保護業務は、党中央、全国人民大会、國務院の高い重視を得てきた。「綱要」の発表と施行は、人民法院の知的財産権の司法保護に対する重要な発展のチャンスでもあり、大きな挑戦でもある。各級の人民法院は第17回党大会の精神の徹底した実施により、国内外双方の業務へのサービスと人民司法事業の発展を促進し、「綱要」の徹底した実施と国家知的財産権戦略の実施の必要性から始めて、知的財産権の司法保護業務を高度に重視し強化すべきである。

各級の人民法院は、「綱要」の「知的財産権の保護強化」に関する「司法懲罰力の拡大」、「権利維持コストを削減し、権利侵害行為の代価を高めて、権利侵害行為を効果的に抑制する」などの要求を真剣に実施すべきである。今年6月の全国高級法院院長会議で提出された「国家革新体系の建設を積極的に支持し、知的財産権の保護をさらに強化して、技術革新と科学技術成果の産業化に法的保障を提供する」業務の思想に基づいて、法律に沿って案件を審議することを中心として、法律責任の正確な適用と臨時措置の慎重な採用を重点項目とし、法律に基づく知的財産権保護と、知的財産権の司法救済を強化する。また、知的財産権の各裁判業務を全面的に強化し、知的財産権の法的保護の総合的効能を十分に発揮させるべきである。法律に基づき各種の刑事制裁措置を運用して知的財産権の侵犯行為を厳重に懲らしめることで、刑罰と知的財産権犯罪の予防効果を大いに発揮させる。さらに、法律に基づき民事責任の範囲を定め救済措置を積極的に採用して、知的財産権の民事紛争を適切に処理することで、知的財産権保護と独自革新を励ます上で民事裁判が果た

す主要な役割を十分に発揮するべきである。そして、法律に基づき行政の人々に対する合法的権益を保護し、行政の監督と支持に努め、行政主管機構の法律に基づく知的財産権行政法執行と管理職務を保証する。

各級の人民法院は有効な措置を確実に採用して、「綱要」の「知的財産権裁判機構のさらなる健全化と、知的財産権に関する司法体系の充実、裁判と執行能力の向上」の要求を達成して、機関の配置や裁判の能力に対する全体の要求に応え、職務能力と責任や地位の正当性を確保し、知的財産権裁判組織を確立し、健全化すると同時に、知的財産権裁判の人材の充実と調整に努め、知的財産権の裁判業務に対して信頼できる組織と人材を保障すべきである。

各級の人民法院は、負担する知的財産権裁判の職務責任と任務の客観的需要に基づき、現実的、長期的な原則によって、知的財産権裁判法廷の機関設置、人員の配置や機関の設立を強化する。知的財産権裁判の育成強化のため、「3つの至上」と社会主義の法治理念を指導方針として、知的財産権裁判官の思想建設を特に重視し、知的財産権裁判技能と専門知識の研修に力を入れ、知的財産権裁判業務の高水準な人材の育成に努める。知的財産権裁判と知的財産権裁判官育成の規律を十分に考慮し、仕事量、業務審査などの面で科学的で合理的な業績評価指標を採用すべきである。

以上の通知を守って執行していただきたい。「綱要」の学習と実施において生じる問題や提案については、随時、最高人民法院に報告するように希望する。

2008年8月1日